

令和6年度

設計単価基礎データ作成

及び

資材価格実態調査業務委託

仕 様 書

山 形 県

第1章 総則

第1条 適用範囲

この仕様書は、山形県（以下「発注者」という。）が委託する『設計単価基礎データ作成及び資材価格実態調査業務』（以下「本業務」という）を受託した者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない事項を示すものであり、これに依り難い場合又は記載のないものについては、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

第2条 提出書類

1 受注者は、下表に定める書類を作成し、発注者に提出しなければならない。

名称	提出期日	提出部数	備考
主任技術者指定通知書	契約締結後遅滞なく	1部	
主任技術者経歴書	契約締結後遅滞なく	1部	
業務計画書	契約締結後15日以内	1部	
完了通知書	業務完了時	2部	契約書第14条に規定する業務完了通知書
成果物引渡書	成果物引渡し時	2部	

2 提出書類の様式、作成方法等については、山形県ホームページ（下記URL）で公表する『共通仕様書（参考資料）令和6年度以降（令和6年4月）山形県県土整備部』を準用する。

https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu_jouhou/nyuusatsu_jouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsu_jouhou/kn/i-siyousyo-h23.html

第3条 調査職員

- 1 発注者は、本業務における調査職員を定め、受注者に通知する。
- 2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他の理由により調査職員が受注者に対し口頭による指示を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第4条 主任技術者

- 1 受注者は、本業務の主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
- 2 主任技術者は、契約図書に基づき、業務における調査管理を行わなければならない。
- 3 業務の実施中にて、疑義が生じた場合には、遅滞なく発注者の指示を受けなければならない。
- 4 主任技術者は、成果品及びその他関係資料を持参し、完了検査に立ち会わなければならない。

第5条 必要事項の補充

この仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行上、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において補充しなければならない。

第6条 手直し

業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受注者は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を行わなければならない。

第7条 TECRIS（業務実績情報システム）

- 1 本業務については、TECRISへの登録対象業務とする。
- 2 登録にあたっては、調査職員から登録内容の確認を受けなければならない。

第8条 関係法令及び条例の遵守

委託業務の実施にあたって、受注者は、関係する諸法令及び条例等を遵守すること。

また、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

第2章 設計単価基礎データ作成業務

第1条 適用範囲

本章に示す条文については、本業務の内、『設計単価基礎データ作成業務』（以下「作成業務」という）に適用する。

第2条 業務の範囲

- 1 受注者は、発注者が定める改定基準等に合わせ、発注者が提供若しくは、受注者が準備する資料から、設計単価及び施工パッケージ型積算方式に適用される代表地区単価を決定し、基礎データを作成するものである。
- 2 「刊行物掲載単価資料」として、「積算資料電子版」、「土木施工単価」、「Web建設物価」及び「デジタル土木コスト情報」に掲載される内容は、発注者が貸与する。
- 3 刊行物掲載単価資料の貸与時期は、下表のとおりとする。

区分	改定月	貸与する内容	貸与時期
定期改定	7月改定	積算資料電子版（7月号） 土木施工単価（夏号） Web建設物価（7月号） デジタル土木コスト情報（夏号）	令和6年6月21日（金）
定期改定	10月改定	積算資料電子版（10月号） 土木施工単価（秋号） Web建設物価（10月号） デジタル土木コスト情報（秋号）	令和6年9月24日（火）
定期改定	1月改定	積算資料電子版（1月号） 土木施工単価（冬号） Web建設物価（1月号） デジタル土木コスト情報（冬号）	令和6年12月23日（月）
定期改定	4月制定	積算資料電子版（4月号） 土木施工単価（春号） Web建設物価（4月号） デジタル土木コスト情報（春号）	令和7年3月21日（金）
臨時改定	5月改定	積算資料電子版（5月号） Web建設物価（5月号）	令和6年4月22日（月）
臨時改定	6月改定	積算資料電子版（6月号） Web建設物価（6月号）	令和6年5月21日（火）
臨時改定	8月改定	積算資料電子版（8月号） Web建設物価（8月号）	令和6年7月22日（月）
臨時改定	9月改定	積算資料電子版（9月号） Web建設物価（9月号）	令和6年8月21日（水）
臨時改定	11月改定	積算資料電子版（11月号） Web建設物価（11月号）	令和6年10月21日（月）
臨時改定	12月改定	積算資料電子版（12月号） Web建設物価（12月号）	令和6年11月21日（木）
臨時改定	2月改定	積算資料電子版（2月号） Web建設物価（2月号）	令和7年1月21日（火）
臨時改定	3月改定	積算資料電子版（3月号） Web建設物価（3月号）	令和7年2月21日（金）

- 4 発注者が提供または貸与する資料による単価以外については、本業務で受注者が行う資材価格実態調査の結果を使用しなければならない。

第3条 作成するデータ内容

1 定期改定用設計単価

- (1) 受注者は、「刊行物掲載単価資料」と「実態調査結果資料」のデータを合わせて、発注者の単価設定に要する一覧表を作成しなければならない。
- (2) 必要に応じて、発注者の指示に従い、データを修正しなければならない。
- (3) その他、発注者が指示する単価を加えた後、最終的に一覧表を作成しなければならない。
- (4) 一覧表については、発注者の積算システムに適合するようエクセル形式で作成するものとし、県土整備部、農林水産部農村整備課、農林水産部森林ノミクス推進課の3種類を作成しなければならない。
- (5) 一覧表のレイアウトについては、1行1単価タイプ形式とする。
- (6) 発注者の積算システムとは、県土整備部が使用する「ESTIMA V6（富士通株式会社）」と農林水産部が使用する「補助版標準積算システム（一般社団法人農業農村整備情報総合センター作成）」の2種類とする。
- (7) このデータについては、電子媒体で作成し、業務期間中（年）12回、発注者に報告しなければならない。

2 施工パッケージ型積算方式に適用される代表地区単価

- (1) 代表地区単価は、「土木用」として、業務期間中（年）合計1回、発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者が指示する単価（機械損料、労務単価及び一部の資材）以外の代表地区単価については、受注者が調達しなければならない。
- (3) 受注者は、「発注者が指示する単価」と「自身が調達した単価」のデータを合わせて、発注者の単価設定に要する『一覧表』を作成し、電子媒体で報告しなければならない。
- (4) 一覧表は、エクセル形式で作成しなければならない。
- (5) 一覧表のレイアウトは、1行1単価タイプ形式のレイアウトとする。
- (6) 土木用の代表地区単価の作業対象については、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページで公表される「代表材料規格等の基準単価作成方法について（令和6年度4月適用分）」と「港湾工事における代表材料規格の基準単価作成方法について（令和6年4月適用）」とし、作成方法等についても、その内容に準拠する。
- (7) この単価について発注者は、自らの積算システムに登録し、発注者の組織内において自由に使用又は改変することができるものとする。
- (8) 発注者の積算システムとは、県土整備部が使用する「SuperCALs ESTIMA（富士通 japan 株式会社）」とする。

第4条 単価決定方法

- 1 単価の決定方法については、山形県ホームページ（下記URL）で公表する「山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領」（以下「要領」という。）に基づかなければならない。

<https://www.pref.yamagata.jp/180030/kurashi/kendo/kensetsugyou/sekisansiryu-kouhyo.html>

ただし、土木工事標準単価については、刊行物掲載単価を1円単位（1円未満切捨て）とし、「要領」第12条第1項及び第2項により決定する。

- 2 資材価格実態調査により設定する単価の端数処理については、次のとおりとする。
 - (1) セメント、生コン、アスファルト合材、骨材、石材の単価については、1円以上49円以下は切り捨てにより100円単位とし、50円以上99円以下は切り捨てにより50円単位とするが、単価が1,000円未満になる資材については、切捨てにより10円単位とする。
 - (2) その他、「ヒューム管荷卸し費加算単価」等の特別な単価については、発注者の指示による。

第5条 資材の分類

- 1 主要資材
主要資材とは、アスファルト合材、生コンクリート、骨材、燃料油脂類、鋼材（鉄筋コンクリート用棒鋼、平鋼、形鋼など）、スクラップとする。
- 2 一般資材
一般資材とは、主要資材以外とする。

第6条 中間報告

- 1 作成したデータ（一覧表）については、作成する都度、調査職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、発注者から提供される「刊行物掲載単価資料」を受け取った日から、2日以内（閉庁日と重なる場合には、その翌日まで）に報告しなければならない。
- 3 一覧表の作成にあたっては、各部所管の設計単価（いわゆる単価表）の掲載順に合わせるものとする。
- 4 報告した内容について、調査職員から修正の指示がある場合、受注者は修正を行うものとする。
- 5 中間報告の方法については、調査職員と協議するものとする。

第7条 成果品

- 1 成果品については、業務完了時に電子媒体（CD-R）で提出することとする。
- 2 成果品として、掲載する内容については、中間報告した一覧表とする。
- 3 成果品は3部提出とする。
- 4 成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに使用する他、第三者に対して、公表、貸与等してはならない。

第3章 資材価格実態調査業務

第1条 適用範囲

本章に示す条文については、本業務の内、『資材価格実態調査業務』（以下「調査業務」という。）に適用する。

第2条 業務の範囲

- 1 本業務における調査業務については、発注者が提供または貸与する資料により単価を決定するもの以外の資材等の価格を調査し、その結果を業務成果に反映させなければならない。
- 2 調査対象になる資材等については、設計図書に明示するものとする。
- 3 受注者は、10月改定単価の資料として『9月』と次年度制定単価として『2月』の年2回、実態調査を実施しなければならない。
- 4 新たに調査が必要となった資材又は調査時期を追加しなければならない場合には、調査職員の指示するものとし、設計図書の内容に関して、協議しなければならない。

第3条 調査地域

- 1 地域単価を設定している生コンクリート、骨材及びアスファルト合材については、下表に定めるとおり地区分けを行い、全ての地域にて、調査をしなければならない。

地域名	地域内の市町村名
山形	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
寒河江	寒河江市、河北町、西川町、大江町、朝日町
村山	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
新庄	新庄市、最上町、金山町、真室川町、舟形町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
米沢	米沢市、南陽市、川西町、高島町
長井	長井市、飯豊町、白鷹町
小国	小国町
庄内	酒田市、鶴岡市（旧温海町を除く）、庄内町、遊佐町、三川町
温海	鶴岡市（旧温海町）

- 2 その他の資材は、原則、県内共通単価として、調査しなければならない。
- 3 生コンクリート、アスファルト合材及び骨材類の調査において、流通形態や価格水準等の違いにより、現在の地域割が不相当とされる場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。
- 4 追加調査が必要と考えられる場合には、調査職員と協議しなければならない。

第4条 調査項目

- 1 調査対象となる資材については、特に記載のない限り現場着価格を調査する。
- 2 生コンクリート、アスファルト合材、骨材については、夜間や冬期等の各種割増額を調査する。
- 3 土場（工場）所在地、生産品目（骨材類）、生産能力（生コンクリート、アスファルト合材）を調査する。
- 4 建設廃棄物中間処理場については、所在地、処理条件、処理場の面積及び容量・残存量を調査する。
- 5 建設廃棄物最終処分場については、所在地、処理条件を調査する。
- 6 資材価格の調査にあたっては、原則として販売実績のあるものを対象とするが、実績がないものについては、販売予想単価を調査し、符号等をもって区別して、報告しなければならない。

第5条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- 1 資材価格表
 - (1) 調査実施計画、概要、資材別市況及び動向（対象価格制定日まで、対象価格制定日から3箇月先頃まで）等を記載しなければならない。
 - (2) 資材価格表には、品目、名称、規格、単位、地域別、参考重量、取引数量、調査価格（前回も含め）等を記載しなければならない。
- 2 土場（工場）の所在地等一覧表
土場（工場）の所在地等一覧表には、次の内容を記載しなければならない。
 - (1) 生コンクリート、アスファルト合材（再生材を含む）、骨材（再生材を含む）の所在地
 - (2) 生コンクリート、アスファルト合材（再生材を含む）生産能力
 - (3) 骨材類（再生材を含む）の生産品目
- 3 建設廃棄物中間処理（最終処分）場の所在地等一覧表
建設廃棄物中間処理（最終処分）場の所在地等一覧表には、次の内容を記載しなければならない。
 - (1) 所在地及び処理場の構造等
 - (2) 受入れ条件
 - (3) 処理場の面積及び容量・残存量（コンクリート殻、アスファルト殻）
 - (4) コンクリート塊の受入れ施設については、再生砕石の内、規格品である RC-40 等製造の有無
 - (5) アスファルト塊の受入れ施設については、再生アスファルトとしての利用（間接的に舗装プラントへ再販売を含む）の有無
- 4 成果品については、紙媒体（A4版の任意様式）と電子媒体を3部納品しなければならない。
- 5 成果品については、全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに使用する他、第三者に対して、公表、貸与等してはならない。

以上